

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を
長野県知事に求める請願

2018年 6月 17日

長野市議会議員 小林 治晴 様

請願人 (住所) 長野県長野市旭町1098 教育会館6F
(団体) 長野市教職員組合

代表者名 執行委員長 古澤

紹介議員

竹内 文彦

<請願事項>

へき地教育振興法第1条「教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする」に照らし合わせ、以下の内容の意見書を長野県知事あてに提出していただきたい。

1. へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率にもどすこと。

<請願理由>

「へき地教育振興法」(昭和29年6月1日法律第143号)は、都道府県の任務として(1)「特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究」及び「資料整備」、「教員の養成施設」設置、市町村への「指導、助言又は援助」等、(2)教員及び職員の定員の決定への「特別の配慮」、(3)教員の研修について「教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に関し必要な経費の確保」を規定(第4条)しています。また、第5条-二-2は「へき地手当の月額は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、関東、本県を除く甲信越、北陸、東海すべての都県は、同省令で定める率に準拠し支給しています(現在本県では、地域手当2%の一律分を加え1級地3%などと、省令基準の3分の1程度まで回復)。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教職員が生活物資等を購入することが困難になったり、経済的負担が増したりしています。文部科学省令で定める率で支給されていた時代には、正規職員が多く年齢バランスが良かった職員構成は、現在では青年層が過半数を占めたり、臨時的任用教職員の比率が倍増しています。家族の養育や介護をかかえる中堅層の教職員のへき地校勤務が困難な状況があり、青年教職員のスキルアップという点からも好ましい環境とはいえません。さらには、隣県の臨時的任用職員が、本県へき地校へ応募することを手控えるケースも起きています。

長野県教職員組合では、長野県教育委員会に対し2006年度より一貫して上記の不条理を訴え、原資が国から交付されていることや近隣県のすべてが従来を支給率を採用していることを根拠にし、折衝や交渉で以前のへき地手当支給率にもどすように度重ね主張してきました。2016年度には県教委より「へき地勤務の状況について、引き続き調査する」との回答を得ました。

貴議会のご尽力により、へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等が改善されていますが、それ以上に都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。それにもかかわらず、今、へき地手当率の改善が、こうした相対的へき地性の拡大を考慮せずに行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、結果としては本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

以上の理由により、へき地手当およびへき地手当に準じる手当率については、教職員の人材確保上、へき地における児童・生徒の教育の機会均等、へき地教育条件整備の観点からも、本県特有の地理的・自然的条件を重視して近隣県並みにもどす必要があります。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める
意見書(案)

年 月 日

長野県知事

阿部 守一 様

議会議長

印

「へき地教育振興法」(昭和29年6月1日法律第143号)は、都道府県の任務として(1)「特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究」及び「資料整備」、「教員の養成施設」設置、市町村への「指導、助言又は援助」等、(2)教員及び職員の定員の決定への「特別の配慮」、(3)教員の研修について「教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に関し必要な経費の確保」を規定(第4条)しています。また、第5条-二-2は「へき地手当の月額は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、関東、本県を除く甲信越、北陸、東海すべての都県は、同省令で定める率に準拠し支給しています(現在本県では、地域手当2%の一律分を加え1級地3%などと、省令基準の3分の1程度まで回復)。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教職員が生活物資等を購入することが困難になり、経済的負担が増えています。文部科学省令で定める率で支給されていた時代には、正規職員が多く年齢バランスが良かった職員構成は、現在では青年層が過半数を占めたり、臨時的任用教職員の比率が倍増したりしています。家族の養育や介護をかかえる中堅層の教職員の場合へき地校勤務が困難な状況があり、青年教職員のスキルアップという点からも好ましい環境とはいえません。さらには、隣県の臨時的任用職員が、本県へき地校へ応募することを手控えるケースも起きています。

貴職のご尽力により、へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等が改善されていますが、それ以上に都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。それにもかかわらず、今、へき地手当率の改善が、こうした相対的へき地性の拡大を考慮せずに行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、結果としては本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

記

1. へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいつそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率にもどすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

長野県知事 あて